

盛岡広域振興局長告示第36号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和7年9月5日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
八幡平市大更第25地割21番1及び21番29	88.65	4.00～6.00	令和7年8月26日

備考 関係図書は、盛岡広域振興局土木部及び八幡平市役所に備えておいて縦覧に供する。